

四條畷市 介護保険【要介護・要支援】認定申請書に関する留意点

【申請日の取扱いについて】

要介護等認定の有効期間開始日は介護申請日に遡りますので、申請日から介護サービスの利用が可能となります。

要介護等認定の申請を本市窓口に来庁されて行われた場合は、その日が申請日となります。

郵送で要介護等認定申請をされた場合は、郵便が到着し本市が受理した日が申請日となります。

●新規申請及び区分変更申請の場合

新規申請及び区分変更申請の場合は、介護サービスの開始日が申請日以降となることから、申請日の取扱いが大変重要となります。申請しようとする日が閉庁日である等、申請者に起因しない理由で希望する日に申請できない場合を除き、原則日付を遡った申請は受付できません。

●更新申請の場合

更新申請は、認定有効期間満了日の60日前から可能です。

更新申請をせずに要介護等認定有効期間が過ぎた場合は、新規申請として取り扱います。その場合、有効期間満了日の翌日から新規申請日までの間は、介護保険サービスの給付対象となりません。介護サービスの継続利用が必要な方は、更新申請を忘れないようご注意ください。

【区分変更申請時の注意事項】

- ①介護保険(要介護・要支援)認定申請の変更申請理由欄に前回認定調査実施時と比べ、介護の手間が変わっている状態であること(心身の状態がどのように変化したか)の記載を具体的に記載してください。
- ②認定審査会で区分変更申請の想定に沿った判定が出た場合、その有効期間は当該区分変更申請日に遡及して適応されます。
- ③要介護区分が重くなることを想定する区分変更申請であっても、認定審査会の判定結果が区分変更申請前より軽く判定されることもあります。そのように想定に反する認定結果であっても当該区分変更申請の有効期間は申請日に遡り適用されますのでご注意ください。
- ④介護認定審査会で現状と同じ要介護区分となった場合は区分変更申請却下(変更なし)となり区分変更申請前の要介護区分と認定有効期間が引き継がれます。ただし、更新申請が可能な期間(認定有効期間満了日の60日前)に区分変更申請をされて却下(変更なし)となった場合は、その区分変更申請を更新申請とみなし、区分変更申請前の認定有効期間満了日の翌日からの認定となります。(みなし更新)